

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年12月10日

**【中間会計期間】** 第103期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

**【会社名】** スタンレー電気株式会社

**【英訳名】** Stanley Electric Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 北野 隆典

**【本店の所在の場所】** 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

**【電話番号】** 03(3710)2222

**【事務連絡者氏名】** 経理部門長 飯野 勝利

**【最寄りの連絡場所】** 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

**【電話番号】** 03(3710)2222

**【事務連絡者氏名】** 経理部門長 飯野 勝利

**【縦覧に供する場所】** スタンレー電気株式会社 大阪支店  
(大阪市淀川区木川東4丁目14番24号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店  
(名古屋市名東区高社2丁目252番地)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第101期中	第102期中	第103期中	第101期	第102期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	148,469	162,677	170,857	311,785	338,680
経常利益 (百万円)	15,307	19,744	22,823	34,769	43,612
中間(当期)純利益 (百万円)	9,169	11,630	14,573	20,619	26,283
純資産額 (百万円)	158,303	193,374	216,048	173,977	205,442
総資産額 (百万円)	279,852	315,434	342,704	304,238	340,816
1株当たり純資産額 (円)	853.23	997.50	1,123.08	936.84	1,066.36
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	49.42	62.69	79.45	110.22	142.12
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	56.6	58.7	60.1	57.2	57.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,581	19,399	21,283	42,565	51,759
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△11,678	△16,652	△20,512	△25,010	△34,512
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,999	△3,048	△2,291	△5,507	△10,022
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	41,951	52,323	59,296	52,340	61,102
従業員数 (名) [外、平均臨時従業員数]	10,340 [1,263]	10,950 [1,520]	12,193 [1,438]	10,727 [1,247]	11,416 [1,502]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## (2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第101期中	第102期中	第103期中	第101期	第102期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	105,278	110,277	112,514	218,853	231,224
経常利益 (百万円)	9,905	11,931	12,843	19,518	24,151
中間(当期)純利益 (百万円)	6,416	7,811	8,781	11,832	15,184
資本金 (百万円)	30,514	30,514	30,514	30,514	30,514
発行済株式総数 (株)	188,240,256	188,240,256	188,240,256	188,240,256	188,240,256
純資産額 (百万円)	131,962	145,434	151,812	139,012	146,512
総資産額 (百万円)	212,898	232,107	242,432	227,483	244,980
1株当たり純資産額 (円)	711.26	783.93	827.67	748.50	798.74
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	34.58	42.10	47.87	63.00	82.10
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	10.00	12.00	15.00	20.00	25.00
自己資本比率 (%)	62.0	62.7	62.6	61.1	59.8
従業員数 (名)	3,215	3,242	3,316	3,187	3,201

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに持分法適用関連会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容					摘要
				所有割合(%)	被所有割合(%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	
						当社役員(名)	当社従業員(名)				
(持分法適用関連会社) Lumax Industries Ltd.	New Delhi, India	INR 93,477千	自動車機器事業	28.0 (1.7)	—	1	1	なし	当社製品の製造販売	なし	

(注)「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
自動車機器事業	6,578 [950]
電子機器事業	4,043 [412]
その他事業	192 [13]
全社	1,380 [63]
合計	12,193 [1,438]

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	3,316
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、連合・JAM加盟スタンレー電気労働組合(組合員数2,707名)及び全金スタンレー電気労働組合(組合員数7名)が組織されております。

また、主な当社国内グループでは、連合・JAM加盟スタンレー鶴岡製作所労働組合(組合員数590名)、連合・JAM加盟スタンレーいわき製作所労働組合(組合員数246名)、連合・JAM加盟スタンレー宮城製作所労働組合(組合員数211名)等が組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

##### ① 全般的な営業の概況

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	中間純利益 (百万円)	自己資本 中間純利益率	総資産 経常利益率
当中間連結会計期間 (平成19年9月期)	170,857	21,151	22,823	14,573	14.5%	13.4%
前中間連結会計期間 (平成18年9月期)	162,677	18,304	19,744	11,630	13.0%	12.7%
増減率	5.0%	15.6%	15.6%	25.3%	—	—

(注) 自己資本中間純利益率及び総資産経常利益率の中間純利益及び経常利益は、年間ベースに合わせるため2を乗じて計算しております。

当中間連結会計期間の日本経済は、景気拡大ペースの緩やかな減速が続いているものの、鉱工業生産に回復の動きが出ており、また、雇用者数の増加を背景に個人消費は緩やかな増加基調を辿っております。

一方、海外に目を向けますと、米国景気は年初に大きく鈍化したものの、在庫調整等の進展等が寄与し、持ち直しの動きが出ております。しかしながら、サブプライムローン問題に端を発する金融・資本市場への影響による景気後退が懸念されております。

また、アジア各国の経済は、タイ、インドネシアなどの一部の国々における内需の低迷や輸出の伸び悩みを主因に、成長ペースは緩やかに減速しておりますが、総じて高成長を維持しております。

中国では、投資の伸びの高まりを主因に内需が増勢を強め、輸出も依然として高い伸びを続けております。

欧州経済は、輸出が昨年末のピークからは鈍化したものの、景気は底堅く推移しております。

以上のような経済環境の下、当社グループでは、市場ニーズを的確に捉えた商品開発と「生産革新活動」による生産性向上を柱に、効果を充分見極めた投資を実施し、利益拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は1,708億5千7百万円(前年同期比5.0%増)、営業利益は211億5千1百万円(前年同期比15.6%増)、経常利益228億2千3百万円(前年同期比15.6%増)、中間純利益145億7千3百万円(前年同期比25.3%増)となりました。

この結果、売上高、営業利益、経常利益、中間純利益において過去最高となりました。また、自己資本中間純利益率、総資産経常利益率とも前年同期より良化いたしました。

## ② 事業の種類別セグメントの概況

	売上高(百万円)			営業利益(百万円)		
	自動車機器事業	電子機器事業	その他事業	自動車機器事業	電子機器事業	その他事業
当中間連結会計期間 (平成19年9月期)	116,672	54,054	130	12,157	7,671	1
前中間連結会計期間 (平成18年9月期)	109,211	53,309	156	9,428	7,401	△19
増減率	6.8%	1.4%	△16.4%	28.9%	3.6%	—

### 1) 自動車機器事業

自動車の生産台数は、北米で減少、日本で横ばいとなったものの、欧州で微増、アジア・大洋州や中国で増加したことにより、世界生産は総じて堅調に推移いたしました。

このような市場環境の中、当社グループの自動車機器事業は、アダプティブフロントライティングシステム(AFS)やディスチャージヘッドランプ(HID)、LEDリアコンビネーションランプなどの高付加価値製品が増えたことにより、売上高は増加しました。また、二輪事業も、国内及びアジアで堅調に推移したことにより売上高は増加しました。AP事業におきましては、競争が一段と激化している市場環境の中、純正や市販市場への積極的な新製品投入を図ってまいりましたものの、市販市場での価格下落圧力がさらに強まるなど、売上高は微減となりました。

これらの結果、自動車機器事業の売上高は1,166億7千2百万円(前年同期比6.8%増)、営業利益は121億5千7百万円(前年同期比28.9%増)となりました。

### 2) 電子機器事業

電子機器市場は、デジタルスチルカメラ(DSC)やフラットパネルディスプレイ(FPD)TVなどのデジタル機器やノートPC、携帯電話を中心に堅調に推移しました。

このような市場環境の中で、当社グループの電子機器事業は、主に発光ダイオード(LED)やCCFL(冷陰極型蛍光ランプ)等のデバイスが市場価格下落の影響を受けたものの、DSC向けなどに従来のキセノン方式のカメラ用ストロボに加えLED方式のストロボ及びノートPC向けに光源のLED化の進展に伴い、LEDバックライトユニットが伸長し、それぞれ前年を上回る水準となりました。

これらの結果、電子機器事業の売上高は540億5千4百万円(前年同期比1.4%増)、営業利益は76億7千1百万円(前年同期比3.6%増)となりました。

### ③ 所在地別セグメントの概況

	売上高(百万円)					営業利益(百万円)				
	日本	北米	アジア・大洋州	中国	その他の地域	日本	北米	アジア・大洋州	中国	その他の地域
当中間連結会計期間 (平成19年9月期)	92,497	29,551	21,273	15,763	11,771	9,235	2,757	3,552	3,066	1,149
前中間連結会計期間 (平成18年9月期)	92,975	32,982	17,673	11,499	7,546	8,449	3,358	3,442	1,651	162
増減率	△0.5%	△10.4%	20.4%	37.1%	56.0%	9.3%	△17.9%	3.2%	85.7%	605.2%

(注) 所在地別セグメント情報の区分の方法は、従来、日本、北米、アジア・大洋州、その他の地域としていましたが、連結売上高に占める中国の重要性が相対的に増してきたため、当中間連結会計期間より中国を区分して記載することとしました。

なお、前中間連結会計期間の所在地別セグメント金額は、当中間連結会計期間と同一の区分によった方法で表示しております。

#### 1) 日本

日本におきましては、製造業の海外への生産移転による空洞化が懸念される中、国内自動車生産台数は輸出に支えられほぼ横ばいとなりました。

自動車機器事業におきましては、アダプティブフロントライティングシステム(AFS)やディスチャージヘッドランプ(HID)、LEDリアコンビネーションランプなどの高付加価値製品が増えたことにより、売上高は増加いたしました。営業利益は、「生産革新活動」による生産性の向上が寄与し増益となりました。また、電子機器事業におきましては、DSC向けなどに従来のキセノン方式のカメラ用ストロボに加えLED方式のストロボ及びノートPC向けにLEDバックライトユニットが、それぞれ伸長いたしました。

その結果、日本の売上高は924億9千7百万円(前年同期比0.5%減)、営業利益は92億3千5百万円(前年同期比9.3%増)となりました。

#### 2) 北米

北米におきましては、原油価格高騰、サブプライムローン問題等により米国自動車販売台数が伸び悩み、当社グループもその影響を受け、低調に推移いたしました。

その結果、北米の売上高は295億5千1百万円(前年同期比10.4%減)、営業利益は27億5千7百万円(前年同期比17.9%減)となりました。

#### 3) アジア・大洋州

アジア・大洋州におきましては、世界的に好調な二輪向け製品及び電子応用製品の受注増により、総じて好調に推移いたしました。

その結果、アジア・大洋州の売上高は212億7千3百万円(前年同期比20.4%増)、営業利益は35億5千2百万円(前年同期比3.2%増)となりました。

#### 4) 中国

中国におきましては、自動車向け製品及び電子デバイス、電子応用製品の受注増により好調に推移いたしました。

その結果、中国の売上高は157億6千3百万円(前年同期比37.1%増)、営業利益は30億6千6百万円(前年同期比85.7%増)となりました。

#### 5) その他の地域

欧州におきましては、自動車機器製品及び電子応用製品などの受注増を獲得するなど、好調に推移いたしました。

その結果、その他の地域の売上高は117億7千1百万円(前年同期比56.0%増)、営業利益は11億4千9百万円(前年同期比605.2%増)となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

	当中間連結会計期間 (平成19年9月期) (百万円)	前中間連結会計期間 (平成18年9月期) (百万円)	増 減 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,283	19,399	1,884
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,512	△16,652	△3,860
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,291	△3,048	757
現金及び現金同等物に係る換算差額	△285	283	△568
現金及び現金同等物の増減額	△1,805	△16	△1,789
現金及び現金同等物の期首残高	61,102	52,340	8,762
現金及び現金同等物の 中間期末残高	59,296	52,323	6,973

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前中間連結会計期間末に比べ69億7千3百万円増加し、592億9千6百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益229億4千万円、減価償却費113億9千5百万円及び売上債権の減少額32億3千6百万円等による資金増があり、仕入債務の減少額45億2百万円、法人税等の支払額72億8千1百万円等による資金減があったものの、前中間連結会計期間に比べ18億8千4百万円増加し、212億8千3百万円となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の売却による収入の増加10億4千6百万円による資金増があったものの、有形固定資産の取得による支出の増加19億3百万円、関係会社株式の取得による支出の増加17億2千3百万円、及び投資有価証券の取得による支出の増加11億5百万円による資金減により、前中間連結会計期間に比べ38億6千万円減少し、△205億1千2百万円となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の増減額の増加11億7千5百万円による資金増があり、配当金の支払額の増加5億2千9百万円による資金減があったものの、前中間連結会計期間に比べ7億5千7百万円増加し、△22億9千1百万円となりました。



## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
自動車機器事業	116,518	6.9
電子機器事業	51,419	△2.7
その他事業	153	△4.2
合計	168,090	3.8

(注) 1 金額は販売価格相当額により、セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当社グループは、主に自動車・電子機器メーカーに対し部品を中心に納入するメーカーであります。

当業界の受注方法は、メーカーの生産計画について3か月程度前に生産見込数量の連絡を受けた後、納品までの間に確定情報を得る形態が一般的となっております。これらの期間等は得意先ごとに異なり、かつ、納品にいたるまで納入数量・時期・品目が変更されることがあります。

当社グループは、数多くの得意先に対し、極めて多種類の製品を納入しており、それぞれの受注形態に対応して、過去の実績・予測・生産能力等を勘案のうえ生産を行っているため、受注高・受注残高の記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
自動車機器事業	116,672	6.8
電子機器事業	54,054	1.4
その他事業	130	△16.4
合計	170,857	5.0

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (平成18年9月期)		当中間連結会計期間 (平成19年9月期)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
本田技研工業株式会社	21,631	13.3	22,513	13.2

3 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、株式会社の支配に関する基本方針は以下のとおりであります。

#### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2000年4月、スタンレースピリット“光に勝つ”の気概を持って素晴らしい未来を切り開くべく、当社の基本理念として、社会における存在意義及び永続的な使命を明確に掲げ、未来に向けて進むべき方向性を示した『スタンレーグループビジョン』を制定し、「光の価値の限りなき追求」、「ものづくりを究める経営革新」、「真に支える人々の幸福の実現」という経営理念を掲げました。こうした基本理念の下、当社は、最大の強みである光関連技術を基礎としたグローバルな事業活動はもとより、“光の5つの価値”（＝「光を創る」、「光で感知・認識する」、「光で情報を自在に操る」、「光のエネルギーを活かす」、「光で場を演出する」）の探究による社会的価値の創造にも積極的に取り組むことで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、このような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

#### II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の基本理念を具体化するものとして、2010年3月までの10年間にに関する「スタンレーグループ長期経営目標」を策定しました。そして、この長期経営目標を段階的に実現していくため、2001年以降3ヵ年毎の中期経営計画を策定・実行しています。

第I期中期3ヵ年経営計画（2001年4月～2004年3月）においては、（1）経営面では、「ものづくり」の基盤確立、効率的経営のための組織作り、グローバル・グループ経営の始動、会社と社員の新たな信頼関係の構築等、（2）事業面では、顧客満足No.1意識の定着、グローバルな事業の志向等、（3）文化・風土面では、挑戦的な風土の育成、自由なコミュニケーション環境等を目標として掲げ、これらを通じて、キャッシュを生み出す企業体質の確立に向けた変革を本格的にスタートさせました。また、第II期中期3ヵ年経営計画（2004年4月～2007年3月）では、第I期中期3ヵ年経営計画の成果を基礎として、（1）経営面では、最適な「ものづくり」の展開、自律的組織による効率的経営の実行、グローバル・グループ経営の定着、人材の公正な評価等、（2）事業面では、顧客満足No.1行動の実践、グローバルな事業の展開等、（3）文化・風土面では、挑戦的な姿勢の評価、自由なコミュニケ

ーション風土の実現等を重点目標として掲げ、キャッシュを生かした成長を可能とする強靱な企業体質への変革を加速させました。その結果、2006年度の連結営業利益は、2000年度の88億円に対して361%増加の406億円を達成するとともに、総資産当期純利益率（ROA）が8.1%、自己資本当期純利益率（ROE）が14.2%となり、長期プライムレート+4%以上という目標を達成しました。

そして、2007年4月からは、こうした成果を踏まえ、世界の優良企業レベルを目指して従来の延長線上を越えた成長を遂げるため、第Ⅲ期中期3ヶ年経営計画（2007年4月～2010年3月）を立案し、その実行に着手しております。同計画においては、（1）経営面では、究極のものづくり経営の実現、有機的組織による効率的経営の実現、強固な企業体質による強靱な経営、グローバル・グループ経営の飛躍、最大の経営資源としての人材活用、（2）事業面では、顧客満足No.1評価の定着と拡大、グローバルな事業の飛躍等、（3）文化・風土面では、挑戦的な個と組織の活力、創造的な風土と組織等を、それぞれ重点項目として挙げるとともに、具体的な経営指標として、総資産当期純利益率（ROA）及び自己資本当期純利益率（ROE）をともに長期プライムレート+7%以上、自己資本比率を70%以上、損益分岐点比率を70%以下とすることを掲げ、いかなる環境下においても経営指標を達成できる強靱な企業体質の確立を目指してまいります。

さらに当社は、ものづくりにつながるすべてのビジネスプロセスの効率化のため、スタンレー生産革新活動（SNAP）を展開し、徹底したコストの削減とリードタイムの短縮にグループをあげて取り組んでおります。また、中長期的な企業価値の向上に向けた新製品・新事業の開拓にも積極的に取り組み、将来の柱となる有望な新製品やスター事業の創出を目指してまいります。

こうした取組みを支える当社の企業価値の源泉は、(i)中長期的視点に立った研究開発への積極的な取組みを通じた、世界最高レベルの光関連技術の保持、(ii)自動車メーカー、電気機器メーカーといった優良な顧客との間で長期にわたって築かれてきた友好的な取引関係及び厚い信頼関係、(iii)仕入先、協力企業等との間の強固な信頼関係、(iv)当社の革新的な企業文化や高い技術力を支える優秀な従業員との信頼関係、(v)生産活動を通じて蓄積されてきたノウハウや技能といった有形無形の財産にあるものと考えております。当社は、第Ⅲ期中期3ヶ年経営計画の下、今後もこれらを維持・発展させ、企業価値・株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、当社は、コンプライアンス及びリスク管理の徹底により企業としての社会的責任を果たしていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図る上で不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンスに由来から取り組んでおります。当社では、独立した社外監査役3名を含む5名の監査役が、独立した内部監査組織であるコーポレートガバナンス推進室と緊密な連携をとりつつ、経営の透明性を高めるべく公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。加えて、個々の従業員における遵法意識を醸成し、その社内定着を図るため、2005年に「スタンレーグループ行動規範」を制定するとともに、社内教育にも注力しており、全社一丸となって企業価値の向上に努めております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の目的

上記のとおり、当社は、長期経営目標を実現するため、第Ⅲ期中期3ヶ年経営計画を中心に据え、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

しかしながら、前述の通り、近時においては、当社株式に対する不適切な大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が生じ得る状況となっております。とりわけ、当社が

今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、中長期的視点に立った積極的な研究開発による技術力の保持、顧客・仕入先・協力企業・従業員等のステークホルダーとの間の良好な関係の維持・強化等といった取組みを継続し、より積極的に実行していくことが必要であり、当社の株券等の買付を行う者によりこれらが着実に実行されるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社は、上記 I 記載の基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、平成19年6月26日開催の当社第102回定時株主総会における承認に基づき、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等（下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者等（下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆さまに当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

#### (b) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆さまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしてい

ます。本プランの導入当初における独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆さまに対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等(\*1)について、保有者(\*2)の株券等保有割合(\*3)が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等(\*4)について、公開買付け(\*5)に係る株券等の株券等所有割合(\*6)及びその特別関係者(\*7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(\*1) 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(\*2) 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(\*3) 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

(\*4) 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じとします。

(\*5) 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

(\*6) 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(\*7) 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、次の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式（買付者等からの請求を受けた後10営業日以内に当社から提示します。）により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者(\*8)、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みま

す。)

- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(\*8) 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

#### (c) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

##### ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報等の情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

##### ② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が充分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案（もしあれば）の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆さまに対する当社の代替案（もしあれば）の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

### ③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実及びその概要並びに本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆さまに対する情報開示を行います。

### (d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

#### ① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)又は(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

#### ② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新

株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次のいずれかに該当する場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

- (a) 上記(2)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合



- (f) 買付等の条件（対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

##### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

##### (f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。

##### (g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者(\*9)、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者(\*10)、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)乃至(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)乃至(v)記載の者の関連者(\*11)（以下、(i)乃至(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予

約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(\*9) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

(\*10) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本(\*10)において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本(\*10)において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

(\*11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

#### (h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

#### (i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

#### (5) 本プランの有効期間

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、当社第102回定時株主総会（平成19年6月26日開催）の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

#### (6) 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆さまのご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、当社第102回定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成19年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

### 3. 株主の皆さまへの影響

#### (1) 本プランの導入時に株主の皆さまに与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまの権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主の皆さまに与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての方法及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆さま（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆さまにおかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆さまは、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2. (2)「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行う投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆さまに対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆さまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆さまが、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆さまに交付することがあります。この場合、かかる株主の皆さまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになりま

す。なお、この場合、かかる株主の皆さまには、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆さまに対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

#### IV 上記の各取組みに対する取締役会の判断及びその理由

##### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ）について

当社の「スタンレーグループ長期経営目標」の実現に向けた第Ⅲ期中期3ヶ年経営計画の推進による企業価値の向上策やコーポレート・ガバナンス等への取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ）について

###### (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

###### (2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

###### ① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

###### ② 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社第102回定時株主総会において定款の定めに基づいてなされた本プランに係る委任決議を経て導入されたものです。また、上記Ⅲ2.(6)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの導入及び廃止は、株主の皆さまの意思に基づくこと

となっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます(上記Ⅲ2.(1)「本プランの概要」(b)にて記載したとおり、本プランの導入当初における独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです。)

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ2.(2)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)及びⅢ2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

上記Ⅲ2.(2)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥ 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年とされており、従って、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆さまのご意向を反映させることが可能となります。

⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ2.(6)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させて

もなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

## 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
  - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
  - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑤ 買付者等との交渉・協議
  - ⑥ 代替案の提出の要求、代替案の検討・提示
  - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
  - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。



- ・ 独立委員会は、必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する当社の代替案（もしあれば）の提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

別紙2

#### 独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン導入当初における独立委員会の委員は、以下の3名です。

山内 悦嗣（やまうち よしあき）

昭和12年6月30日生

当社社外監査役

〔略歴〕

昭和61年 9月	アーサーアンダーセン日本代表・英和監査法人統括代表
平成5年 10月	アーサーアンダーセン日本副代表・朝日監査法人専務理事
平成11年 6月	日本アーサーアンダーセン研究所（現ARI研究所）副理事長 現在にいたる 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）社外取締役
平成12年 6月	当社社外監査役 現在にいたる
平成13年 3月	株式会社アマナ社外取締役 現在にいたる
平成13年 5月	セイコーウオッチ株式会社社外監査役 現在にいたる
平成14年 12月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役 現在にいたる
平成15年 6月	ソニー株式会社社外取締役 現在にいたる
平成17年 6月	株式会社三井住友銀行社外取締役 現在にいたる

平成18年 6月 住友電装株式会社社外監査役  
現在にいたる

網谷 充弘 (あみたに みつひろ)

昭和31年6月2日生

当社社外監査役

〔略歴〕

昭和60年 4月 外立法律事務所入所

昭和63年 1月 フォン・ミホ・オカノ&ウオン法律事務所 (現マッコリーソン・ミラー・ムカイ・マッキノンLLP法律事務所)

平成元年 7月 デイビス・ライト&ジョーンズ法律事務所

平成元年 11月 脇田法律事務所

平成2年 3月 島田・瀬野・網谷法律事務所パートナー弁護士

平成7年 4月 一橋綜合法律事務所パートナー弁護士

現在にいたる

平成18年 6月 当社社外監査役

現在にいたる

森 正勝 (もり まさかつ)

昭和22年1月22日生

〔略歴〕

平成元年 2月 アンダーセン・コンサルティング (現アクセンチュア株式会社) 代表取締役社長、  
アンダーセン・コンサルティング(グローバル) (現 アクセンチュア) ボードメンバー

平成10年 4月 早稲田大学客員教授

現在にいたる

平成15年 4月 アクセンチュア株式会社代表取締役会長

平成17年 9月 アクセンチュア株式会社取締役会長

平成18年 4月 立命館大学客員教授

現在にいたる

平成19年 4月 スカパーJSAT株式会社社外取締役

現在にいたる

平成19年 9月 アクセンチュア株式会社最高顧問

現在にいたる

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等に、変更及び新たな締結等はありません。

#### 5 【研究開発活動】

当社グループにおいて、研究開発活動は、中間連結財務諸表を作成する当社のみが行っております。

当社がグループビジョンで提唱している「光の価値の限りなき追求」と「ものづくりを究める経営革新」によって、真に必要とされる価値を創造し、広く社会に貢献することを実現するために「研究開発センター」が技術のけん引役となり研究開発活動を行っております。

「研究開発センター」では、光の5つの価値(光を創る、光で感知・認識する、光で情報を自在に操る、光のエネルギーを活かす、光で場を演出する)を追求し、世界最高レベルの光関連技術を保持するために独創技術を創造してまいります。

また、当社グループの主力事業である自動車機器事業及び電子機器事業を含め永続的成長に向けた新製品・新事業の開拓に注力し、将来の柱となる有望な新製品やスター事業の創出を目指してまいります。その一環として、今年度より、有望な研究開発テーマを発掘するためのリサーチ活動、及び、利益の源泉である特許創出力の強化に取り組んでおります。その効果を早期に顕在化させるとともに、さらなる成果向上・事業貢献を目指して研究開発プロセスの改革を推進してまいります。

今後も「研究開発センター」では、光の5つの価値の追求に必要な技術の育成、市場ニーズの技術開発への素早いフィードバック、開発した技術の有効活用を図り、環境側面を意識した「独創的な技術、競争力のある商品」を常に生み出すべく、鋭意努力してまいります。

なお、研究開発費の総額は、21億8千5百万円であり、内訳は、自動車機器事業に係る研究開発費は8億7千9百万円、電子機器事業に係る研究開発費は13億6百万円であります。

#### 主な研究開発

##### (1) オプトエレクトロニクス分野

- ・ 高出力白色LED
- ・ 高出力赤色／赤外LED
- ・ 高速高感度イメージセンサー

##### (2) ディスプレイ分野

- ・ 超高コントラストLCD
- ・ 光マイクロキャナ
- ・ ディスプレイ駆動回路

##### (3) 光源・照明分野

- ・ 自動車用照明機器
- ・ 冷陰極型蛍光ランプ(CCFL)
- ・ LED道路照明・屋内照明及び駆動電源
- ・ 液晶表示用面光源ユニット

##### (4) ソフトウェア分野

- ・ 配光シミュレーション
- ・ 光学デバイス最適形状設計ツール

##### (5) 上記デバイスや関連技術を総合化した応用製品

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	188,240,256	188,240,256	東京証券取引所 市場第一部	—
計	188,240,256	188,240,256	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	—	188,240	—	30,514	—	29,825

## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	15,288	8.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	14,056	7.47
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号	9,235	4.91
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	8,111	4.31
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	7,651	4.06
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	5,440	2.89
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番9号(全共連ビル) (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	5,328	2.83
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,712	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,444	1.83
ザチュースマンハットンバンク エヌエイロンドンエスエル オムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	3,358	1.78
計	—	75,626	40.18

(注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式4,819千株(2.56%)があります。

2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,288千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,056千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,444千株

3 野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)につきましては、株式会社三菱東京UFJ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権の行使については、株式会社三菱東京UFJ銀行の指示により行使されることとなっております。

4 次の法人から大量保有に関する変更報告書の提出があり、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当中間期末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	27,066	14.38
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号	11,328	6.02
株式会社三菱東京UFJ銀行 ほか1社	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	11,283	5.99

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,819,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 183,185,200	1,831,852	—
単元未満株式	普通株式 235,756	—	—
発行済株式総数	188,240,256	—	—
総株主の議決権	—	1,831,852	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,000株(議決権40個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式47株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) スタンレー電気株式会社	東京都目黒区中目黒 2丁目9番13号	4,819,300	—	4,819,300	2.56
計	—	4,819,300	—	4,819,300	2.56

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。  
なお当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式の中に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,515	2,660	2,795	2,925	2,810	2,770
最低(円)	2,330	2,305	2,570	2,530	2,310	2,400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (執行役員 光半導体事業部長 横浜技術センター所長 兼オプトテクニカルセンター所長)	取締役 (執行役員 光半導体事業部長 横浜技術センター所長)	小泉 敏郎	平成19年8月1日
取締役 (執行役員 光半導体事業部長 オプトテクニカルセンター所長)	取締役 (執行役員 光半導体事業部長 横浜技術センター所長 兼オプトテクニカルセンター所長)	小泉 敏郎	平成19年9月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。



# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>							
<b>I 流動資産</b>							
現金及び預金		42,369		52,943		56,258	
受取手形及び売掛金	(※2)	70,366		72,351		75,660	
有価証券		9,964		6,861		4,853	
たな卸資産		19,528		19,471		19,088	
繰延税金資産		3,272		3,236		3,706	
その他		7,936		10,122		8,182	
貸倒引当金		△160		△76		△75	
流動資産合計		153,276	48.6	164,910	48.1	167,673	49.2
<b>II 固定資産</b>							
有形固定資産	(※1)						
建物及び構築物		33,481		40,756		39,454	
機械装置及び 運搬具		34,811		38,343		36,580	
工具器具及び備品		16,608		16,827		16,430	
土地		11,225		11,029		11,206	
建設仮勘定		9,817	105,943 (33.6)	10,245	117,202 (34.2)	10,547	114,218 (33.5)
無形固定資産							
のれん		35		144		174	
その他		4,785	4,820 (1.5)	3,814	3,958 (1.2)	4,333	4,508 (1.3)
投資その他の資産							
投資有価証券		46,800		51,433		49,515	
繰延税金資産		2,453		2,483		2,476	
その他		2,140		2,717		2,424	
貸倒引当金		△0	51,393 (16.3)	△2	56,632 (16.5)	△0	54,414 (16.0)
固定資産合計			162,157 51.4		177,793 51.9		173,142 50.8
資産合計			315,434 100.0		342,704 100.0		340,816 100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
<b>I 流動負債</b>							
支払手形及び買掛金	(※2)	46,766		52,056		55,934	
短期借入金		8,321		9,255		8,458	
1年内返済予定の 長期借入金		15		-		2	
未払法人税等		4,631		5,181		6,267	
繰延税金負債		147		3		286	
賞与引当金		3,405		3,684		3,564	
その他		17,048		15,061		18,532	
流動負債合計		80,336	25.5	85,242	24.9	93,044	27.3
<b>II 固定負債</b>							
社債		10,000		10,000		10,000	
繰延税金負債		6,426		6,138		6,774	
退職給付引当金		22,850		22,713		22,637	
役員退職慰労引当金		123		125		136	
その他		2,322		2,435		2,779	
固定負債合計		41,723	13.2	41,413	12.1	42,328	12.4
負債合計		122,059	38.7	126,656	37.0	135,373	39.7
<b>(純資産の部)</b>							
<b>I 株主資本</b>							
1 資本金		30,514	9.7	30,514	8.9	30,514	9.0
2 資本剰余金		29,825	9.4	29,826	8.7	29,825	8.7
3 利益剰余金		108,176	34.3	132,760	38.7	120,603	35.4
4 自己株式		△3,622	△1.1	△8,658	△2.5	△8,638	△2.5
株主資本合計		164,894	52.3	184,443	53.8	172,306	50.6
<b>II 評価・換算差額等</b>							
1 その他有価証券 評価差額金		20,441	6.5	20,336	5.9	21,407	6.3
2 為替換算調整勘定		△279	△0.1	1,217	0.4	1,887	0.5
評価・換算差額等合計		20,162	6.4	21,553	6.3	23,295	6.8
<b>III 少数株主持分</b>							
純資産合計		193,374	61.3	216,048	63.0	205,442	60.3
負債純資産合計		315,434	100.0	342,704	100.0	340,816	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
<b>I 売上高</b>			162,677	100.0		170,857	100.0		338,680	100.0
<b>II 売上原価</b>			126,818	78.0		131,167	76.8		261,880	77.3
売上総利益			35,858	22.0		39,690	23.2		76,800	22.7
<b>III 販売費及び 一般管理費</b>	(※1)		17,554	10.8		18,538	10.8		36,150	10.7
営業利益			18,304	11.2		21,151	12.4		40,649	12.0
<b>IV 営業外収益</b>										
受取利息		364			606			897		
受取配当金		310			382			583		
持分法による 投資利益		591			762			1,068		
技術提供収入		469			452			1,058		
雑収入		342	2,079	1.3	465	2,669	1.6	630	4,237	1.3
<b>V 営業外費用</b>										
支払利息		130			162			275		
固定資産解体 撤去費用		73			-			259		
為替差損		-			177			-		
雑損失		436	640	0.4	657	997	0.6	739	1,274	0.4
経常利益			19,744	12.1		22,823	13.4		43,612	12.9
<b>VI 特別利益</b>										
固定資産売却益	(※2)	67			322			63		
投資有価証券 売却益		1	69	0.0	7	330	0.1	1	65	0.0
<b>VII 特別損失</b>										
固定資産除却損	(※3)	1,096			213			1,497		
減損損失		-	1,096	0.6	-	213	0.1	38	1,535	0.5
税金等調整前 中間(当期)純利益			18,717	11.5		22,940	13.4		42,143	12.4
法人税、住民税 及び事業税		6,101			6,404			14,006		
法人税等調整額		△146	5,954	3.7	263	6,668	3.9	△722	13,284	3.9
少数株主利益			1,132	0.7		1,699	1.0		2,574	0.7
中間(当期)純利益			11,630	7.1		14,573	8.5		26,283	7.8

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本					評価・換算差額等		少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定		
平成18年3月31日残高 (百万円)	30,514	29,825	98,570	△3,608	155,302	19,812	△1,136	7,853	181,831
中間連結会計期間中の 変動額									
剰余金の配当(注)	-	-	△1,855	-	△1,855	-	-	-	△1,855
役員賞与(注)	-	-	△169	-	△169	-	-	-	△169
中間純利益	-	-	11,630	-	11,630	-	-	-	11,630
自己株式の取得	-	-	-	△14	△14	-	-	-	△14
自己株式の処分	-	0	-	0	0	-	-	-	0
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の 変動額(純額)	-	-	-	-	-	629	857	464	1,951
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	-	0	9,605	△13	9,591	629	857	464	11,543
平成18年9月30日残高 (百万円)	30,514	29,825	108,176	△3,622	164,894	20,441	△279	8,318	193,374

(注) 平成18年5月、6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本					評価・換算差額等		少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定		
平成19年3月31日残高 (百万円)	30,514	29,825	120,603	△8,638	172,306	21,407	1,887	9,841	205,442
中間連結会計期間中の 変動額									
剰余金の配当	-	-	△2,384	-	△2,384	-	-	-	△2,384
中間純利益	-	-	14,573	-	14,573	-	-	-	14,573
自己株式の取得	-	-	-	△20	△20	-	-	-	△20
自己株式の処分	-	0	-	0	0	-	-	-	0
持分法適用会社の増加に 伴う減少	-	-	△31	-	△31	-	-	-	△31
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の 変動額(純額)	-	-	-	-	-	△1,071	△669	210	△1,531
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	-	0	12,156	△20	12,136	△1,071	△669	210	10,605
平成19年9月30日残高 (百万円)	30,514	29,826	132,760	△8,658	184,443	20,336	1,217	10,051	216,048

前連結会計年度の要約連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					評価・換算差額等		少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定		
平成18年3月31日残高 (百万円)	30,514	29,825	98,570	△ 3,608	155,302	19,812	△ 1,136	7,853	181,831
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当 (注1)	—	—	△ 4,081	—	△ 4,081	—	—	—	△ 4,081
役員賞与 (注2)	—	—	△ 169	—	△ 169	—	—	—	△ 169
当期純利益	—	—	26,283	—	26,283	—	—	—	26,283
自己株式の取得	—	—	—	△ 5,029	△ 5,029	—	—	—	△ 5,029
自己株式の処分	—	0	—	0	1	—	—	—	1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	1,595	3,023	1,987	6,607
連結会計年度中の 変動額合計(百万円)	—	0	22,032	△ 5,029	17,003	1,595	3,023	1,987	23,611
平成19年3月31日残高 (百万円)	30,514	29,825	120,603	△ 8,638	172,306	21,407	1,887	9,841	205,442

(注1) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分によるものが1,855百万円含まれております。

(注2) 平成18年5月、6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		18,717	22,940	42,143
減価償却費		10,237	11,395	21,249
減損損失		-	-	38
貸倒引当金の増減額(減少:△)		41	1	△42
賞与引当金の増減額(減少:△)		80	120	238
退職給付引当金の増減額(減少:△)		△164	78	△376
受取利息及び受取配当金		△675	△989	△1,480
支払利息		130	162	275
持分法による投資利益		△591	△762	△1,068
投資有価証券売却益		△1	△7	△1
固定資産除売却損益(益:△)		1,028	△109	1,433
売上債権の増減額(増加:△)		△2,045	3,236	△6,634
たな卸資産の増減額(増加:△)		355	△414	1,138
仕入債務の増減額(減少:△)		△1,092	△4,502	5,699
その他		△38	△3,788	1,583
小計		25,981	27,363	64,193
利息及び配当金の受取額		1,008	1,393	1,855
利息の支払額		△144	△191	△282
法人税等の支払額		△7,445	△7,281	△14,008
営業活動によるキャッシュ・フロー		19,399	21,283	51,759
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△14,939	△16,842	△32,238
有形固定資産の売却による収入		271	1,317	922
無形固定資産の取得による支出		△554	△478	△1,044
投資有価証券の取得による支出		△1,495	△2,600	△1,495
投資有価証券の売却による収入		174	37	174
関係会社株式の取得による支出		-	△1,723	-
その他		△108	△220	△829
投資活動によるキャッシュ・フロー		△16,652	△20,512	△34,512
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額(減少:△)		△470	705	△165
長期借入金の返済による支出		△20	△2	△39
自己株式の取得による支出		△14	△20	△5,029
配当金の支払額		△1,855	△2,384	△4,081
少数株主への配当金の支払額		△688	△590	△707
その他		0	1	1
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,048	△2,291	△10,022
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		283	△285	1,537
V 現金及び現金同等物の増減額		△16	△1,805	8,762
VI 現金及び現金同等物の期首残高		52,340	61,102	52,340
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(※1)	52,323	59,296	61,102

[中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項]

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数 34社 主要な連結子会社の名称 (株)スタンレーいわき製作所 (株)スタンレー鶴岡製作所 Stanley Electric Holding of America, Inc. Stanley Electric U.S. Co., Inc. I I Stanley Co., Inc. 当中間連結会計期間において 設立した蘇州斯坦雷半導体照明 科技有限公司、Stanley Electric Holding Europe Co., Ltd. を連結の範囲に含め ております。</p> <p>また、前連結会計年度におい て連結子会社であった(株)スザ ックは、当中間連結会計期間に 清算が終了したため、連結の範 囲より除外しております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法を適用した関連会社数  2社 Thai Stanley Electric Public Co., Ltd. Hella-Stanley Holding Pty Ltd</p> <p>(2) 持分法を適用しない関連会社 のうち主要な会社等の名称 Lumax Industries Ltd. 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それ ぞれ中間純損益及び利益剰余 金等に及ぼす影響が軽微であ り、かつ全体としても重要性 がないため、持分法の適用か ら除外しております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数 34社 主要な連結子会社の名称 (株)スタンレーいわき製作所 (株)スタンレー鶴岡製作所 Stanley Electric Holding of America, Inc. Stanley Electric U.S. Co., Inc. I I Stanley Co., Inc. 天津斯坦雷電気有限公司</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法を適用した関連会社数  3社 Thai Stanley Electric Public Co., Ltd. Hella-Stanley Holding Pty Ltd Lumax Industries Ltd. なお、Lumax Industries Ltd. は重要性が増加したた め、当中間連結会計期間より 持分法を適用しております。</p> <p>(2) 持分法を適用しない関連会社 のうち主要な会社等の名称 SL Lighting Corp. 持分法を適用しない理由 同左</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数 34社 主要な連結子会社の名称 (株)スタンレーいわき製作所 (株)スタンレー鶴岡製作所 Stanley Electric Holding of America, Inc. Stanley Electric U.S. Co., Inc. I I Stanley Co., Inc. 天津斯坦雷電気有限公司 当連結会計年度において設立 した蘇州斯坦雷半導体照明科技 有限公司、Stanley Electric Holding Europe Co., Ltd. を連 結の範囲に含めております。</p> <p>また、前連結会計年度におい て連結子会社であった(株)スザ ックは、当連結会計年度中に清 算が終了したため、連結の範囲 より除外しております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法を適用した関連会社数  2社 Thai Stanley Electric Public Co., Ltd. Hella-Stanley Holding Pty Ltd</p> <p>(2) 持分法を適用しない関連会社 のうち主要な会社等の名称 Lumax Industries Ltd. 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それ ぞれ当期純損益及び利益剰余 金等に及ぼす影響が軽微であ り、かつ全体としても重要性 がないため、持分法の適用か ら除外しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 中間決算日が中間連結決算日と異なる場合の内容等 連結子会社のうち、蘇州斯坦雷電気有限公司、深圳斯坦雷電気有限公司、天津斯坦雷電気有限公司、広州斯坦雷電気有限公司、重慶華渝斯坦雷灯具有限公司、上海斯坦雷電気有限公司及び蘇州斯坦雷半導体照明科技有限公司の中間決算日はともに6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたり、これらの会社については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 満期保有目的の債券 …償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算出) 時価のないもの …主として移動平均法による原価法 ② たな卸資産 …主として総平均法による原価法によっております。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 中間決算日が中間連結決算日と異なる場合の内容等 同左</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 満期保有目的の債券 …同左 その他有価証券 時価のあるもの …同左  時価のないもの …同左 ② たな卸資産 …同左</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 決算日が連結決算日と異なる場合の内容等 連結子会社のうち、蘇州斯坦雷電気有限公司、深圳斯坦雷電気有限公司、天津斯坦雷電気有限公司、広州斯坦雷電気有限公司、重慶華渝斯坦雷灯具有限公司、上海斯坦雷電気有限公司及び蘇州斯坦雷半導体照明科技有限公司の決算日はともに12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたり、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 満期保有目的の債券 …同左 その他有価証券 時価のあるもの …期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算出) 時価のないもの …同左 ② たな卸資産 …同左</p>



前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)								
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。 ただし、建物(附属設備を除く)、工具器具及び備品のうち金型・治工具等及び当社の山形工場、並びに在外子会社は、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="150 689 459 770"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、主として支給見込額基準により計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。 なお、支給見込額については、流動負債の「その他」に計上しております。</p>	建物及び構築物	3～50年	機械装置及び運搬具	4～15年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。 ただし、建物(附属設備を除く)、工具器具及び備品のうち金型・治工具等及び当社の山形工場、並びに在外連結子会社は、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="569 689 879 770"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 同左</p>	建物及び構築物	3～50年	機械装置及び運搬具	4～15年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。</p>
建物及び構築物	3～50年									
機械装置及び運搬具	4～15年									
建物及び構築物	3～50年									
機械装置及び運搬具	4～15年									

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7～15年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p>	<p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7～15年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債権について、振当処理を行っております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：為替予約 ヘッジ対象：外貨建金銭債権</p> <p>③ ヘッジ方針 為替予約の限度額を実需の範囲とし、ヘッジ手段をヘッジ対象の範囲内で将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用する方針であります。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資であります。</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p> <p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資であります。</p>

[中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更]

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)
<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は185,056百万円であります。 中間連結財務諸表規則の改正に伴い、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等) 当中間連結会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が213百万円減少しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は195,601百万円であります。 連結財務諸表規則の改正に伴い、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	

[表示方法の変更]

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間において独立掲記しておりました「連結調整勘定」は、当中間連結会計期間から「のれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において独立掲記しておりました「為替差損」(当中間連結会計期間1百万円)は、営業外費用の100分の10以下であるため、当中間連結会計期間においては「雑損失」に含めて表示していません。</p>	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「固定資産解体撤去費用」(当中間連結会計期間71百万円)は、営業外費用の100分の10以下であるため、当中間連結会計期間においては「雑損失」に含めて表示しております。</p> <p>また、前中間連結会計期間において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「為替差損」は、当中間連結会計期間より区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「為替差損」の金額は1百万円であります。</p>

〔追加情報〕

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>この結果、従来の方法に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ450百万円減少しております。</p>	

[注記事項]

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 (※1)有形固定資産の減価償却 累計額 175,509百万円</p>	<p>1 (※1)有形固定資産の減価償却 累計額 189,487百万円</p>	<p>1 (※1)有形固定資産の減価償却 累計額 181,714百万円</p>
<p>2 保証債務 金融機関からの借入に対 し、債務保証を行っており ます。 従業員の 住宅資金 39百万円 借入金</p>	<p>2 保証債務 同左  従業員の 住宅資金 27百万円 借入金</p>	<p>2 保証債務 同左  従業員の 住宅資金 34百万円 借入金</p>
<p>3 (※2)中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会 計処理は、手形交換日をも って決済処理しております。 なお、当中間連結会計期 間末日は金融機関の休業日 であったため、次の中間期 末日満期手形が当中間連結 会計期間末残高に含まれて おります。 受取手形 550百万円 支払手形 259百万円</p>	<p>3 (※2)中間期末日満期手形 同左  受取手形 963百万円 支払手形 855百万円</p>	<p>3 (※2)期末日満期手形 期末日満期手形の会計処 理は、手形交換日をもって 決済処理しております。 なお、当連結会計年度末 日は金融機関の休業日であ ったため、次の期末日満期 手形が当連結会計年度末残 高に含まれております。  受取手形 617百万円 支払手形 731百万円</p>
<p>4 コミットメントライン契約 当社は資金調達の効率化 及び安定性の確保を目的と し、取引金融機関4社とシ ンジケーション方式による コミットメントライン契約 を締結しております。 この契約に基づく当中間 連結会計期間末の借入未実 行残高は次のとおりであり ます。 コミットメ ントライン 4,000百万円 の総額 借入実行 残高 一百万円</p> <hr/> <p>差引額 4,000百万円</p>	<p>4 コミットメントライン契約 同左  コミットメ ントライン 4,000百万円 の総額 借入実行 残高 一百万円</p> <hr/> <p>差引額 4,000百万円</p>	<p>4 コミットメントライン契約 当社は資金調達の効率化 及び安定性の確保を目的と し、取引金融機関4社とシ ンジケーション方式による コミットメントライン契約 を締結しております。 この契約に基づく当連結 会計年度末の借入未実行残 高は次のとおりでありま す。 コミットメ ントライン 4,000百万円 の総額 借入実行 残高 一百万円</p> <hr/> <p>差引額 4,000百万円</p>

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1(※1)販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給料賞与諸手当 5,292百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 1,092百万円</p> <p>退職給付費用 641百万円</p> <p>役員賞与引当金繰入額 81百万円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 21百万円</p> <p>貸倒引当金繰入額 5百万円</p>	<p>1(※1)販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給料賞与諸手当 5,398百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 1,217百万円</p> <p>退職給付費用 734百万円</p> <p>役員賞与引当金繰入額 106百万円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 18百万円</p> <p>貸倒引当金繰入額 14百万円</p>	<p>1(※1)販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給料賞与諸手当 11,536百万円</p> <p>退職給付費用 1,201百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 1,150百万円</p> <p>役員賞与引当金繰入額 213百万円</p> <p>貸倒引当金繰入額 88百万円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 30百万円</p>
<p>2(※2)固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 8百万円</p> <p>機械装置及び運搬具 11百万円</p> <p>工具器具及び備品 0百万円</p> <p>その他 47百万円</p>	<p>2(※2)固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>機械装置及び運搬具 23百万円</p> <p>工具器具及び備品 39百万円</p> <p>土地 260百万円</p>	<p>2(※2)固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>機械装置及び運搬具 15百万円</p> <p>工具器具及び備品 1百万円</p> <p>土地 47百万円</p> <p>その他 0百万円</p>
<p>3(※3)固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 446百万円</p> <p>機械装置及び運搬具 323百万円</p> <p>工具器具及び備品 281百万円</p> <p>その他 45百万円</p>	<p>3(※3)固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 78百万円</p> <p>機械装置及び運搬具 107百万円</p> <p>工具器具及び備品 25百万円</p> <p>その他 1百万円</p>	<p>3(※3)固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 531百万円</p> <p>機械装置及び運搬具 442百万円</p> <p>工具器具及び備品 452百万円</p> <p>その他 71百万円</p>



(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
普通株式(株)	188,240,256	—	—	188,240,256

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
普通株式(株)	2,713,588	5,911	337	2,719,162

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 5,911株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の処分による減少 337株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,855	10.00	平成18年3月31日	平成18年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年10月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,226	12.00	平成18年9月30日	平成18年11月29日

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
普通株式(株)	188,240,256	—	—	188,240,256

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
普通株式(株)	4,811,752	7,853	258	4,819,347

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 7,853株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の処分による減少 258株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	2,384	13.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年10月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,751	15.00	平成19年9月30日	平成19年11月29日

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	188,240,256	—	—	188,240,256

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	2,713,588	2,098,591	427	4,811,752

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 12,391株

自己株式の取得による増加 2,086,200株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の処分による減少 427株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,855	10.00	平成18年3月31日	平成18年6月27日
平成18年10月24日 取締役会	普通株式	2,226	12.00	平成18年9月30日	平成18年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,384	13.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(※1) 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	(※1) 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	(※1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び 預金勘定 42,369百万円	現金及び 預金勘定 52,943百万円	現金及び 預金勘定 56,258百万円
有価証券勘定 9,964百万円	有価証券勘定 6,861百万円	有価証券勘定 4,853百万円
預入れ期間が 3か月を 超える 定期預金 △10百万円	預入れ期間が 3か月を 超える 定期預金 △10百万円	預入れ期間が 3か月を 超える 定期預金 △10百万円
現金及び 現金同等物 52,323百万円	株式及び 償還期間が 3か月を 超える債券等 △498百万円	現金及び 現金同等物 61,102百万円
	現金及び 現金同等物 59,296百万円	

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>565</td> <td>409</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>1,558</td> <td>900</td> <td>657</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>24</td> <td>5</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,148</td> <td>1,316</td> <td>831</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	565	409	155	工具器具及び備品	1,558	900	657	その他	24	5	18	合計	2,148	1,316	831	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>266</td> <td>124</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>1,475</td> <td>747</td> <td>727</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>73</td> <td>13</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,815</td> <td>885</td> <td>929</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	266	124	141	工具器具及び備品	1,475	747	727	その他	73	13	60	合計	1,815	885	929	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>571</td> <td>425</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>1,516</td> <td>874</td> <td>641</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>46</td> <td>8</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,134</td> <td>1,307</td> <td>826</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	571	425	146	工具器具及び備品	1,516	874	641	その他	46	8	37	合計	2,134	1,307	826
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置及び運搬具	565	409	155																																																											
工具器具及び備品	1,558	900	657																																																											
その他	24	5	18																																																											
合計	2,148	1,316	831																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置及び運搬具	266	124	141																																																											
工具器具及び備品	1,475	747	727																																																											
その他	73	13	60																																																											
合計	1,815	885	929																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置及び運搬具	571	425	146																																																											
工具器具及び備品	1,516	874	641																																																											
その他	46	8	37																																																											
合計	2,134	1,307	826																																																											
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>333百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>498百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>831百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>212百万円</td> </tr> <tr> <td>(減価償却費相当額)</td> <td>212百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>230百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>294百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>524百万円</td> </tr> </table>	1年以内	333百万円	1年超	498百万円	合計	831百万円	支払リース料	212百万円	(減価償却費相当額)	212百万円	1年以内	230百万円	1年超	294百万円	合計	524百万円	<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>322百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>606百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>929百万円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>192百万円</td> </tr> <tr> <td>(減価償却費相当額)</td> <td>192百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>129百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>310百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>439百万円</td> </tr> </table>	1年以内	322百万円	1年超	606百万円	合計	929百万円	支払リース料	192百万円	(減価償却費相当額)	192百万円	1年以内	129百万円	1年超	310百万円	合計	439百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>325百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>501百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>826百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>411百万円</td> </tr> <tr> <td>(減価償却費相当額)</td> <td>411百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>152百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>232百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>384百万円</td> </tr> </table>	1年以内	325百万円	1年超	501百万円	合計	826百万円	支払リース料	411百万円	(減価償却費相当額)	411百万円	1年以内	152百万円	1年超	232百万円	合計	384百万円												
1年以内	333百万円																																																													
1年超	498百万円																																																													
合計	831百万円																																																													
支払リース料	212百万円																																																													
(減価償却費相当額)	212百万円																																																													
1年以内	230百万円																																																													
1年超	294百万円																																																													
合計	524百万円																																																													
1年以内	322百万円																																																													
1年超	606百万円																																																													
合計	929百万円																																																													
支払リース料	192百万円																																																													
(減価償却費相当額)	192百万円																																																													
1年以内	129百万円																																																													
1年超	310百万円																																																													
合計	439百万円																																																													
1年以内	325百万円																																																													
1年超	501百万円																																																													
合計	826百万円																																																													
支払リース料	411百万円																																																													
(減価償却費相当額)	411百万円																																																													
1年以内	152百万円																																																													
1年超	232百万円																																																													
合計	384百万円																																																													

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 時価のある有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券 社債	2,507	2,494	△13
区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(2) その他有価証券 株式	3,846	38,148	34,301

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券 コマーシャルペーパー	1,998
(2) 子会社株式及び関連会社株式 関連会社株式	5,996
(3) その他有価証券 公社債投資信託	7,966
非上場株式	148
合計	16,109

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 時価のある有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券 社債	3,504	3,481	△23
区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(2) その他有価証券 株式	5,362	39,501	34,139
債券	1,000	942	△57
合計	6,362	40,444	34,082

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券 コマーシャルペーパー	1,999
(2) 子会社株式及び関連会社株式 関連会社株式	7,863
(3) その他有価証券 マネー・マネージメント・ファンド	4,363
非上場株式	118
合計	14,345

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

## 1 時価のある有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券 社債	2,506	2,494	△11
区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(2) その他有価証券 株式	4,377	40,266	35,888

## 2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式 関連会社株式	6,617
(2) その他有価証券 マネー・マネージメント・ファンド	4,352
追加型公社債投資信託	501
非上場株式	124
合計	11,595

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

ヘッジ会計が適用されるため、該当する事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

ヘッジ会計が適用されるため、該当する事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ヘッジ会計が適用されるため、該当する事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	自動車機器 事業 (百万円)	電子機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	109,211	53,309	156	162,677	—	162,677
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	115	6,062	1,574	7,752	( 7,752 )	—
計	109,327	59,371	1,730	170,429	( 7,752 )	162,677
営業費用	99,899	51,970	1,749	153,619	( 9,247 )	144,372
営業利益又は 営業損失(△)	9,428	7,401	△19	16,810	1,494	18,304

(注) 1 事業区分の方法……事業の種類別区分によっております。

2 各区分に属する主要な製品の名称

- ① 自動車機器事業……四輪照明製品、二輪照明製品、カーエレクトロニクス製品、  
アクセサリ&パーツ製品
- ② 電子機器事業……コンポーネンツ製品、電子応用製品
- ③ その他事業……その他

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	自動車機器 事業 (百万円)	電子機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	116,672	54,054	130	170,857	—	170,857
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	107	6,415	1,758	8,281	( 8,281 )	—
計	116,780	60,469	1,889	179,139	( 8,281 )	170,857
営業費用	104,622	52,798	1,887	159,309	( 9,603 )	149,706
営業利益	12,157	7,671	1	19,830	1,321	21,151

(注) 1 事業区分の方法……事業の種類別区分によっております。

2 各区分に属する主要な製品の名称

- ① 自動車機器事業……四輪照明製品、二輪照明製品、カーエレクトロニクス製品、  
アクセサリ&パーツ製品
- ② 電子機器事業……コンポーネンツ製品、電子応用製品
- ③ その他事業……その他

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	自動車機器 事業 (百万円)	電子機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	231,138	107,069	472	338,680	—	338,680
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	435	12,575	3,385	16,395	( 16,395 )	—
計	231,573	119,644	3,858	355,076	( 16,395 )	338,680
営業費用	209,795	104,502	3,857	318,155	( 20,124 )	298,031
営業利益	21,778	15,141	0	36,920	3,728	40,649

(注) 1 事業区分の方法……事業の種類別区分によっております。

2 各区分に属する主要な製品の名称

- ① 自動車機器事業……四輪照明製品、二輪照明製品、カーエレクトロニクス製品、  
アクセサリ&パーツ製品
- ② 電子機器事業……コンポーネンツ製品、電子応用製品
- ③ その他事業……その他



【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア ・大洋州 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	92,975	32,982	17,673	19,046	162,677	—	162,677
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18,609	56	9,424	4,976	33,067	( 33,067 )	—
計	111,584	33,039	27,097	24,022	195,744	( 33,067 )	162,677
営業費用	103,135	29,680	23,655	22,207	178,679	( 34,306 )	144,372
営業利益	8,449	3,358	3,442	1,814	17,065	1,239	18,304

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
 北米……………アメリカ  
 アジア・大洋州…タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、香港、韓国  
 その他の地域…中国、イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア ・大洋州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	92,497	29,551	21,273	15,763	11,771	170,857	—	170,857
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	21,315	16	10,168	8,625	213	40,339	( 40,339 )	—
計	113,813	29,567	31,442	24,388	11,985	211,197	( 40,339 )	170,857
営業費用	104,577	26,810	27,890	21,322	10,836	191,435	( 41,729 )	149,706
営業利益	9,235	2,757	3,552	3,066	1,149	19,761	1,390	21,151

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
 北米……………アメリカ  
 アジア・大洋州…タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、香港、韓国  
 中国……………中国  
 その他の地域…イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ  
 3 地域区分の変更  
 従来、日本、北米、アジア・大洋州及びその他の地域としておりましたが、連結売上高に占める中国の重要性が相対的に増してきたため、当中間連結会計期間より中国を区分して記載しております。当中間連結会計期間と同一の区分方法による場合の前中間連結会計期間及び前連結会計年度の所在地別セグメント情報は次のとおりです。

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア ・大洋州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	92,975	32,982	17,673	11,499	7,546	162,677	—	162,677
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18,609	56	9,424	7,355	239	35,685	( 35,685 )	—
計	111,584	33,039	27,097	18,854	7,786	198,363	( 35,685 )	162,677
営業費用	103,135	29,680	23,655	17,203	7,623	181,298	( 36,925 )	144,372
営業利益	8,449	3,358	3,442	1,651	162	17,065	1,239	18,304

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア ・大洋州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	194,649	66,417	36,265	24,684	16,663	338,680	—	338,680
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	38,774	148	19,220	14,542	576	73,262	( 73,262 )	—
計	233,423	66,566	55,486	39,227	17,239	411,943	( 73,262 )	338,680
営業費用	213,120	60,324	48,845	35,069	16,346	373,706	( 75,674 )	298,031
営業利益	20,303	6,242	6,640	4,158	893	38,237	2,412	40,649

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ 大洋州 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	194,649	66,417	36,265	41,347	338,680	—	338,680
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	38,774	148	19,220	9,981	68,124	( 68,124 )	—
計	233,423	66,566	55,486	51,329	406,805	( 68,124 )	338,680
営業費用	213,120	60,324	48,845	46,278	368,568	( 70,537 )	298,031
営業利益	20,303	6,242	6,640	5,051	38,237	2,412	40,649

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米……………アメリカ

アジア・大洋州……タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、香港、韓国

その他の地域………中国、イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	北米	アジア・大洋州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	33,202	17,069	20,942	71,214
II 連結売上高(百万円)				162,677
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	20.4	10.5	12.9	43.8

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2 各区分に属する主な国又は地域  
 北米……………アメリカ、カナダ  
 アジア・大洋州…タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、韓国、香港  
 その他の地域…中国、イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ
- 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
- 4 海外売上高の区分の方法は、従来、日本・北米・その他の地域としておりましたが、連結売上高に占めるアジア・大洋州の重要性が相対的に増してきたため、当中間連結会計期間よりアジア・大洋州を区分して記載しております。なお、前中間連結会計期間のその他の地域に含まれているアジア・大洋州の海外売上高は、15,055百万円となっております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	北米	アジア・大洋州	中国	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	29,858	20,902	20,812	8,130	79,703
II 連結売上高(百万円)					170,857
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.5	12.2	12.2	4.7	46.6

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2 各区分に属する主な国又は地域  
 北米……………アメリカ、カナダ  
 アジア・大洋州…タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、韓国、香港  
 中国……………中国  
 その他の地域…イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ
- 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
- 4 海外売上高の区分の方法は、従来、日本、北米、アジア・大洋州及びその他の地域としておりましたが、連結売上高に占める中国の重要性が相対的に増してきたため、当中間連結会計期間より中国を区分して記載しております。なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度のその他の地域に含まれている中国の海外売上高は、それぞれ16,151百万円、33,736百万円となっております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	北米	アジア・大洋州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	66,856	35,216	45,225	147,297
II 連結売上高(百万円)				338,680
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	19.7	10.4	13.4	43.5

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 各区分に属する主な国又は地域  
 北米……………アメリカ、カナダ  
 アジア・大洋州…タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、韓国、香港  
 その他の地域…中国、イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。  
 4 海外売上高の区分の方法は、従来、日本・北米・その他の地域としておりましたが、連結売上高に占めるアジア・大洋州の重要性が相対的に増してきたため、当連結会計年度よりアジア・大洋州を区分して記載しております。  
 なお、前連結会計年度のその他の地域に含まれているアジア・大洋州の海外売上高は、31,332百万円となっております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 997.50円	1株当たり純資産額 1,123.08円	1株当たり純資産額 1,066.36円
1株当たり中間純利益 62.69円	1株当たり中間純利益 79.45円	1株当たり当期純利益 142.12円
なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。	同左	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	11,630	14,573	26,283
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益(百万円)	11,630	14,573	26,283
普通株式の期中平均株式数(千株)	185,523	183,424	184,945

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社は、平成18年11月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を下記のとおり決議しました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行う理由 株主への利益還元と、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため</p> <p>2. 取得の内容</p> <p>(1) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 取得する株式の総数 2,200,000株(上限) (発行済株式総数に対する割合 1.17%)</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 5,000百万円(上限)</p> <p>(4) 取得する期間 平成18年11月28日から平成19年3月16日まで</p> <p>(5) 取得する方法 市場買付</p>	<p>当社は、平成19年10月22日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を下記のとおり決議しました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行う理由 株主への利益還元と、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため</p> <p>2. 取得の内容</p> <p>(1) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 取得する株式の総数 2,000,000株(上限) (発行済株式総数に対する割合 1.06%)</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 5,000百万円(上限)</p> <p>(4) 取得する期間 平成19年10月23日から平成20年3月16日まで</p> <p>(5) 取得する方法 市場買付</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>							
<b>I 流動資産</b>							
現金及び預金		12,069		14,866		20,042	
受取手形	(※2)	4,081		5,334		4,200	
売掛金		58,710		58,808		62,241	
有価証券		9,964		6,769		4,764	
たな卸資産		8,223		6,967		7,219	
繰延税金資産		1,767		2,015		2,302	
その他	(※3)	8,233		8,020		8,244	
流動資産合計		103,048	44.4	102,781	42.4	109,014	44.5
<b>II 固定資産</b>							
<b>有形固定資産</b>							
建物	(※1)	16,416		21,974		20,902	
機械及び装置		10,067		12,216		10,841	
工具器具及び備品		11,868		12,391		12,090	
土地		8,562		8,429		8,562	
その他		7,552		6,560		6,737	
計		54,467		61,572		59,135	
<b>無形固定資産</b>							
ソフトウェア		4,069		3,041		3,555	
その他		94		86		88	
計		4,163		3,128		3,643	
<b>投資その他の資産</b>							
投資有価証券		40,800		43,565		42,893	
関係会社株式		21,689		22,806		21,157	
関係会社出資金		6,389		7,814		7,814	
関係会社長期貸付金		900		-		630	
その他		649		765		691	
貸倒引当金		△1		△2		△0	
計		70,427		74,949		73,186	
固定資産合計		129,058	55.6	139,650	57.6	135,965	55.5
資産合計		232,107	100.0	242,432	100.0	244,980	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
<b>I 流動負債</b>							
支払手形	(※2)	11,817		12,492		14,070	
買掛金		22,780		24,791		27,513	
短期借入金		3,344		3,594		3,511	
未払法人税等		3,082		3,490		4,723	
賞与引当金		2,671		2,892		2,796	
固定資産購入 支払手形		1,416		2,269		1,534	
その他	(※3)	7,307		7,046		9,646	
流動負債合計		52,421	22.6	56,577	23.3	63,796	26.0
<b>II 固定負債</b>							
社債		10,000		10,000		10,000	
繰延税金負債		5,191		5,306		5,832	
退職給付引当金		17,984		17,901		17,783	
その他		1,073		834		1,055	
固定負債合計		34,250	14.7	34,042	14.1	34,671	14.2
負債合計		86,672	37.3	90,619	37.4	98,467	40.2
<b>(純資産の部)</b>							
<b>I 株主資本</b>							
1 資本金		30,514	13.1	30,514	12.6	30,514	12.5
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		29,825		29,825		29,825	
(2) その他資本剰余金		0		1		0	
資本剰余金合計		29,825	12.9	29,826	12.3	29,825	12.2
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		3,201		3,201		3,201	
(2) その他利益剰余金							
固定資産圧縮積立金		739		739		739	
別途積立金		22,320		22,320		22,320	
繰越利益剰余金		42,022		53,566		47,169	
利益剰余金合計		68,282	29.4	79,826	32.9	73,429	29.9
4 自己株式		△3,622	△1.5	△8,658	△3.6	△8,638	△3.5
株主資本合計		125,000	53.9	131,508	54.2	125,131	51.1
<b>II 評価・換算差額等</b>							
1 その他有価証券 評価差額金		20,434		20,303		21,380	
評価・換算差額等 合計		20,434	8.8	20,303	8.4	21,380	8.7
純資産合計		145,434	62.7	151,812	62.6	146,512	59.8
負債純資産合計		232,107	100.0	242,432	100.0	244,980	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)				
<b>I 売上高</b>			110,277	100.0		112,514	100.0		231,224	100.0	
<b>II 売上原価</b>			91,254	82.7		91,935	81.7		190,030	82.2	
売上総利益			19,022	17.3		20,578	18.3		41,193	17.8	
<b>III 販売費及び 一般管理費</b>			11,739	10.7		12,451	11.1		23,927	10.3	
営業利益			7,283	6.6		8,127	7.2		17,266	7.5	
<b>IV 営業外収益</b>											
受取利息			19			22			44		
有価証券利息			17			51			52		
受取配当金			3,108			3,376			3,537		
技術提供収入			1,677			1,857			3,564		
雑収入			197	5,019	4.5	116	5,423	4.8	343	7,543	3.2
<b>V 営業外費用</b>											
支払利息			57			73			118		
社債利息			48			48			96		
為替差損			131			95			201		
固定資産 解体撤去費用			65			-			162		
雑損失			68	371	0.3	490	707	0.6	80	659	0.3
経常利益			11,931	10.8		12,843	11.4		24,151	10.4	
<b>VI 特別利益</b>											
固定資産売却益	(※1)		47			265			47		
関係会社株式売却益			320			-			320		
投資有価証券売却益			1	369	0.3	7	272	0.2	1	369	0.2
<b>VII 特別損失</b>											
固定資産除却損	(※2)		536			131			845		
関係会社株式売却損			147	684	0.6	-	131	0.1	147	992	0.4
税引前中間(当期) 純利益			11,616	10.5		12,985	11.5		23,527	10.2	
法人税、住民税及び 事業税			3,208			3,713			8,281		
法人税等調整額			597	3,805	3.5	490	4,203	3.7	61	8,342	3.6
中間(当期)純利益			7,811	7.0		8,781	7.8		15,184	6.6	



③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本									評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
					固定資産圧縮積立金	別途積立金				繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高(百万円)	30,514	29,825	0	3,201	739	22,320	36,211	△3,608	119,202	19,809	139,012
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	-	-	△1,855	-	△1,855	-	△1,855
役員賞与(注)	-	-	-	-	-	-	△145	-	△145	-	△145
中間純利益	-	-	-	-	-	-	7,811	-	7,811	-	7,811
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△14	△14	-	△14
自己株式の処分	-	-	0	-	-	-	-	0	0	-	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	625	625
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	-	-	0	-	-	-	5,810	△13	5,797	625	6,422
平成18年9月30日残高(百万円)	30,514	29,825	0	3,201	739	22,320	42,022	△3,622	125,000	20,434	145,434

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本									評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
					固定資産圧縮積立金	別途積立金				繰越利益剰余金	
平成19年3月31日残高(百万円)	30,514	29,825	0	3,201	739	22,320	47,169	△8,638	125,131	21,380	146,512
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△2,384	-	△2,384	-	△2,384
中間純利益	-	-	-	-	-	-	8,781	-	8,781	-	8,781
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△20	△20	-	△20
自己株式の処分	-	-	0	-	-	-	-	0	0	-	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1,076	△1,076
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	-	-	0	-	-	-	6,396	△20	6,376	△1,076	5,300
平成19年9月30日残高(百万円)	30,514	29,825	1	3,201	739	22,320	53,566	△8,658	131,508	20,303	151,812

前事業年度の要約株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本									評価・ 換算 差額等	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金							
					固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金						繰越利益 剰余金
平成18年3月31日残高 (百万円)	30,514	29,825	0	3,201	739	22,320	36,211	△ 3,608	119,202	19,809	139,012	
事業年度中の 変動額												
剰余金の配当(注1)	-	-	-	-	-	-	△4,081	-	△ 4,081	-	△ 4,081	
役員賞与(注2)	-	-	-	-	-	-	△145	-	△145	-	△145	
当期純利益	-	-	-	-	-	-	15,184	-	15,184	-	15,184	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△ 5,029	△ 5,029	-	△ 5,029	
自己株式の処分	-	-	0	-	-	-	-	0	1	-	1	
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,570	1,570	
事業年度中の 変動額合計(百万円)	-	-	0	-	-	-	10,957	△ 5,029	5,929	1,570	7,499	
平成19年3月31日残高 (百万円)	30,514	29,825	0	3,201	739	22,320	47,169	△ 8,638	125,131	21,380	146,512	

(注1) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分によるものが1,855百万円含まれております。

(注2) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

[中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項]

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直 入法により処理し売却原価 は移動平均法により算出)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 製品…総平均法による原価法 半製品・仕掛品…総平均法に よる原価法 材料…総平均法による原価法 貯蔵品…最終仕入原価法によ る原価法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、建物(附属設備を除 く)、工具器具及び備品のう ち金型・治工具等及び山形工 場は定額法 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3～50年 機械装置及び 車輛運搬具 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 ただし、ソフトウェア(自社 利用分)については、社内 における利用可能期間(5年)に 基づく定額法</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的の債券 同左</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 製品…同左 半製品・仕掛品…同左</p> <p>材料…同左 貯蔵品…同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的の債券 同左</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等 に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直 入法により処理し売却原価 は移動平均法により算出)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 製品…同左 半製品・仕掛品…同左</p> <p>材料…同左 貯蔵品…同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 なお、支給見込額については、流動負債の「その他」に計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>5 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債権について、振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：為替予約 ヘッジ対象：外貨建金銭債権</p> <p>(3) ヘッジ方針 為替予約の限度額を実需の範囲とし、ヘッジ手段をヘッジ対象の範囲内で将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用する方針であります。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。</p> <p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p> <p>5 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p> <p>5 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

[中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更]

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(役員賞与に関する会計基準)                      当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。                      なお、これによる損益への影響は軽微であります。                      (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)                      (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)                      当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。                      これによる損益に与える影響はありません。                      なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は145,434百万円であります。                      中間財務諸表等規則の改正に伴い、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)                      当中間会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準)                      当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が192百万円減少しております。                      (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)                      (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)                      当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。                      これによる損益に与える影響はありません。                      なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は146,512百万円であります。                      財務諸表等規則の改正に伴い、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間会計期間より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	

[表示方法の変更]

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
	<p>(中間損益計算書関係) 前中間会計期間において区分掲記しておりました「固定資産解体撤去費用」(当中間会計期間59百万円)は、当中間会計期間においては「雑損失」に含めて表示しております。</p>

[追加情報]

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却する方法によっております。 この結果、従来の方法に比べ、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ407百万円減少しております。</p>	

## 〔注記事項〕

## (中間貸借対照表関係)

	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
1 有形固定資産減価 償却累計額(※1)	114,482百万円	120,805百万円	115,815百万円
2 圧縮記帳額(※1)	取得価額から直接控除して いる保険差益の圧縮記帳額 は、建物452百万円、機械 及び装置42百万円、工具器 具及び備品40百万円であり ます。	取得価額から直接控除して いる保険差益の圧縮記帳額 は、建物452百万円、機械及 び装置36百万円、工具器具 及び備品22百万円でありま す。	取得価額から直接控除して いる保険差益の圧縮記帳累 計額は、建物452百万円、 機械及び装置36百万円、工 具器具及び備品23百万円で あります。
3 偶発債務 保証債務			
従業員住宅資金 借入金に対する 保証債務	39百万円	27百万円	34百万円
Stanley Electric Engineering India Pvt. Ltd. に対する取引保証	一百万円	0百万円	一百万円
4 中間期末日満期 手形 (※2)	中間期末日満期手形の会計 処理は、手形交換日をもつ て決済処理しております。 なお、当中間会計期間末は 金融機関の休業日であった ため、次の中間期末日満期 手形が当中間会計期間末残 高に含まれております。 受取手形 550百万円 支払手形 147百万円	中間期末日満期手形の会計 処理は、手形交換日をもつ て決済処理しております。 なお、当中間会計期間末は 金融機関の休業日であった ため、次の中間期末日満期 手形が当中間会計期間末残 高に含まれております。 受取手形 963百万円 支払手形 617百万円	期末日満期手形の会計処理 については、手形交換日をも つて決済処理しております。 なお、当期末日は金融機 関の休業日であったため、 次の期末日満期手形が期 末残高に含まれておりま す。 受取手形 617百万円 支払手形 446百万円
5 コミットメント ライン契約	当社は資金調達の効率化及 び安定性の確保を目的と し、取引金融機関4社とシ ンジケーション方式による コミットメントライン契約 を締結しております。この 契約に基づく当中間会計期 間末の借入未実行残高は次 のとおりであります。  コミットメント ラインの総額 4,000百万円 借入実行残高 一百万円 差引額 4,000百万円	当社は資金調達の効率化及 び安定性の確保を目的と し、取引金融機関4社とシ ンジケーション方式による コミットメントライン契約 を締結しております。この 契約に基づく当中間会計期 間末の借入未実行残高は次 のとおりであります。  コミットメント ラインの総額 4,000百万円 借入実行残高 一百万円 差引額 4,000百万円	当社は資金調達の効率化及 び安定性の確保を目的と し、取引金融機関4社とシ ンジケーション方式による コミットメントライン契約 を締結しております。この 契約に基づく当事業年度末 の借入未実行残高は次の とおりであります。  コミットメント ラインの総額 4,000百万円 借入実行残高 一百万円 差引額 4,000百万円
6 消費税等の取扱い (※3)	仮払消費税等および仮受消 費税等は相殺のうえ、流動 負債の「その他」に含めて 表示しております。	仮払消費税等および仮受消 費税等は相殺のうえ、流動 資産の「その他」に含めて 表示しております。	—————



## (中間損益計算書関係)

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 固定資産売却益 (※1)	固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 土地 47百万円	固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 機械及び装置 4百万円 土地 260百万円 その他 0百万円	固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 土地 47百万円 その他 0百万円
2 固定資産除却損 (※2)	固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 100百万円 機械及び装置 140百万円 工具器具及び備品 253百万円 その他 41百万円	固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 50百万円 機械及び装置 59百万円 工具器具及び備品 20百万円 その他 1百万円	固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 181百万円 機械及び装置 213百万円 工具器具及び備品 395百万円 その他 55百万円
3 減価償却実施額			
有形固定資産	5,014百万円	5,496百万円	10,180百万円
無形固定資産	797百万円	858百万円	1,634百万円
長期前払費用	17百万円	15百万円	33百万円
計	5,829百万円	6,370百万円	11,848百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式(株)	2,713,588	5,911	337	2,719,162

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 5,911株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の処分による減少 337株

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式(株)	4,811,752	7,853	258	4,819,347

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 7,853株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の処分による減少 258株

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	2,713,588	2,098,591	427	4,811,752

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 12,391株

自己株式の取得による増加 2,086,200株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の処分による減少 427株

(リース取引関係)

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																							
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>1,213</td> <td>662</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>車輛及び運搬具</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,218</td> <td>667</td> <td>550</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具器具及び備品	1,213	662	550	車輛及び運搬具	4	4	0	合計	1,218	667	550	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>1,203</td> <td>564</td> <td>639</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具器具及び備品	1,203	564	639	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車輛及び運搬具</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>1,187</td> <td>631</td> <td>556</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,190</td> <td>631</td> <td>559</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車輛及び運搬具	3	0	3	工具器具及び備品	1,187	631	556	合計	1,190	631
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																							
工具器具及び備品	1,213	662	550																																							
車輛及び運搬具	4	4	0																																							
合計	1,218	667	550																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																							
工具器具及び備品	1,203	564	639																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																							
車輛及び運搬具	3	0	3																																							
工具器具及び備品	1,187	631	556																																							
合計	1,190	631	559																																							
	2 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額																																							
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>246百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>304百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>550百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	246百万円	1年超	304百万円	合計	550百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>248百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>390百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>639百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	248百万円	1年超	390百万円	合計	639百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>238百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>320百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>559百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	238百万円	1年超	320百万円	合計	559百万円																					
1年内	246百万円																																									
1年超	304百万円																																									
合計	550百万円																																									
1年内	248百万円																																									
1年超	390百万円																																									
合計	639百万円																																									
1年内	238百万円																																									
1年超	320百万円																																									
合計	559百万円																																									
	<p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>	同左	<p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>																																							
	3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額																																							
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>144百万円</td> </tr> <tr> <td>(減価償却費相当額)</td> <td>144百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	144百万円	(減価償却費相当額)	144百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>142百万円</td> </tr> <tr> <td>(減価償却費相当額)</td> <td>142百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	142百万円	(減価償却費相当額)	142百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>278百万円</td> </tr> <tr> <td>(減価償却費相当額)</td> <td>278百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	278百万円	(減価償却費相当額)	278百万円																											
支払リース料	144百万円																																									
(減価償却費相当額)	144百万円																																									
支払リース料	142百万円																																									
(減価償却費相当額)	142百万円																																									
支払リース料	278百万円																																									
(減価償却費相当額)	278百万円																																									
	4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法																																							
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																							
2 オペレーティング・リース取引	未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料																																							
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>64百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	22百万円	1年超	42百万円	合計	64百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>57百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	21百万円	1年超	36百万円	合計	57百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>56百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	22百万円	1年超	34百万円	合計	56百万円																					
1年内	22百万円																																									
1年超	42百万円																																									
合計	64百万円																																									
1年内	21百万円																																									
1年超	36百万円																																									
合計	57百万円																																									
1年内	22百万円																																									
1年超	34百万円																																									
合計	56百万円																																									

## (有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	747	10,809	10,061

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	2,729	14,976	12,246

前事業年度末(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	747	12,212	11,464

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 783.93円	1株当たり純資産額 827.67円	1株当たり純資産額 798.74円
1株当たり中間純利益 42.10円	1株当たり中間純利益 47.87円	1株当たり当期純利益 82.10円
なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、潜在株式が 存在しないため、記載しておりませ ん。	同左	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため、記載しておりませ ん。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益 (百万円)	7,811	8,781	15,184
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益(百万円)	7,811	8,781	15,184
普通株式の期中平均株式数(千株)	185,523	183,424	184,945

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社は、平成18年11月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を下記のとおり決議しました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行う理由 株主への利益還元と、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため</p> <p>2. 取得の内容</p> <p>(1) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 取得する株式の総数 2,200,000株(上限) (発行済株式総数に対する割合 1.17%)</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 5,000百万円(上限)</p> <p>(4) 取得する期間 平成18年11月28日から平成19年3月16日まで</p> <p>(5) 取得する方法 市場買付</p>	<p>当社は、平成19年10月22日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を下記のとおり決議しました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行う理由 同左</p> <p>2. 取得の内容</p> <p>(1) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 取得する株式の総数 2,000,000株(上限) (発行済株式総数に対する割合 1.06%)</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 5,000百万円(上限)</p> <p>(4) 取得する期間 平成19年10月23日から平成20年3月16日まで</p> <p>(5) 取得する方法 市場買付</p>	

(2) 【その他】

平成19年10月22日開催の中間配当に関する取締役会決議において中間配当を行う旨決議いたしました。

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ① 中間配当金の総額           | 2,751百万円    |
| ② 1株当りの配当金           | 15.00円      |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成19年11月29日 |

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書  
及びその添付書類

事業年度 (第102期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年6月26日 関東財務局長に提出
-----------------	-----------------------------	-------------------------

(2) 有価証券報告書の  
訂正報告書

		平成19年6月29日 関東財務局長に提出
--	--	-------------------------

事業年度（第102期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書  
であります。

(3) 自己株券買付状況報告書

		平成19年4月10日 平成19年11月9日 関東財務局長に提出
--	--	---------------------------------------

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

スタンレー電気株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松 下 修 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野 村 哲 明 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年11月27日、自己株式の取得を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

スタンレー電気株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 本 泰 行 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野 村 哲 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

- 追加情報に記載のとおり、会社及び会社の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却する方法によっている。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成19年10月22日開催の取締役会において自己株式の取得を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

スタンレー電気株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松 下 修 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野 村 哲 明 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第102期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年11月27日、自己株式の取得を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

スタンレー電気株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 本 泰 行 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野 村 哲 明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

- 追加情報に記載のとおり、会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却する方法によっている。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成19年10月22日開催の取締役会において自己株式の取得を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。